

電力レジリエンス等に関する小委員会の設置について (案)

1. 背景

平成30年北海道胆振東部地震を含め、2018年夏以降発生した一連の災害によって大規模停電が発生する等、電力供給に大きな被害をもたらしたことを踏まえ、電力インフラにおけるレジリエンスの重要性とともに、レジリエンスの高い電力インフラ・システムの在り方について検討することの必要性を改めて認識し、一連の災害から得られた反省と教訓を最大限に活かし、今後取り組むべき対策パッケージを取りまとめることを目的の一つとして、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会と産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会の下に、合同ワーキンググループとなる「電力レジリエンスワーキンググループ」が設置され、レジリエンスの高い電力インフラ・システムを構築するための課題や対策について議論が行われてきた。

同ワーキンググループにおけるこれまでの議論によって、一連の災害に係る事実関係の整理や、電力インフラ総点検結果の報告・審議、課題の洗い出し等について必要な議論がなされ、今後取り組むべき対策パッケージについて一定の結論を得たことから、今般、中間取りまとめが行われた。

対策パッケージは、今後新たに発生し得る災害等についても効果を発揮するよう迅速性も必要とされることから、取りまとめ後に即座に実行に移すべき「緊急対策」と、制度改革を含め、取りまとめ後に即座に検討に着手すべき「中期対策」で構成され、「中期対策」については、スピード感を持って検討を進め、来春までを目途に一定の結論を得ることを求めていく方針が示された。

「中期対策」には広域機関において検討することが求められている検討事項が挙げられており、それらの検討については、広域系統整備の在り方を検討している「広域系統整備委員会」や調整力等の在り方等を検討している「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」（以下「調整力等委員会」）等において検討及び議論を行うことが考えられるが、当該検討事項が多岐に亘ることに鑑み、広域系統整備委員会と調整力等委員会の下に、有識者による小委員会という形で、再生可能エネルギー主力電源化等を見据えつつ、電力レジリエンスについて、横断的かつ集中的に検討する委員会を新たに開設することとした。

2. 目的

電力レジリエンスに関する事項全般の検討

①北本の更なる増強等の検討

- ②更なる供給力等の対応力確保策の検討
 - ・調整力公募における調整力の必要量の見直し等
 - ・容量市場（早期開設や取引される供給力の範囲拡大等）の検討 等
- ③レジリエンスと再エネ拡大の両立に資する地域間連系線等の増強・活用拡大策等の検討
 - ・地域間連系線等の増強・活用拡大策の検討
 - ・需給調整市場の構築等、調整力の広域的な最適調達・運用のための制度整備の検討
- ④太陽光・風力発電機の周波数変動に伴う解列の整定値等の見直し
- ⑤停電コストの技術的な精査等

なお、国の審議会等における議論の状況等を踏まえ、随時、必要に応じ、見直しを行うものとする。

3. 運営方針

(1) 議事等

- ・ 電力レジリエンスに関する事項全般の検討については、従来、広域系統整備委員会、調整力等委員会にて扱っていた技術的課題も含め、本小委員会にて議決する。
- ・ 小委員長は、必要に応じ、広域系統整備委員会、調整力等委員会に議事の経過を報告する。
- ・ 会議及び配布資料ともに原則公開とするが、個別の事情等、小委員長の判断により非公開とすることができる。

(2) 委員

- ・ 本小委員会の委員は、原則として次の者を含むよう構成する。
中立者委員：電気工学、経済学等に関する専門的知見を有する者
- ・ 広域系統整備委員会、調整力等委員会と同様、本小委員会における委員の任期は2年とし、再任は原則2回までとする。

(3) その他

- ・ 電力レジリエンスに関する事項全般の検討を本小委員会にて実施するため、従来、需給調整市場に特化した検討を行っている需給調整市場検討小委員会、容量市場の在り方等に関する詳細設計の検討を行っている容量市場の在り方等に関する検討会、それぞれにおける議事の経過について、必要に応じ、報告を受けることとする。